

日本共産党姫路市議団が終戦記念日宣伝行動 憲法9条守り、安倍内閣「靖国」派政治の転換を

大脇・森・入江の各市議が 山電駅前で訴え

8月15日、日本共産党姫路市議団は戦後62周年の終戦記念日にあたり憲法を守り抜いて安倍首相がめざす「靖国」派政治の転換のため恒例の終戦記念日宣伝行動を山電駅前で行いました。これには大脇和代、森ゆき子、入江次郎の各市議が参加し、県議団から杉本ちさとと県議と日本共産党西播地区委員会から竹内ひさ子地区青年対策委員長が参加しました。日本共産党の訴えの要旨をご紹介します。

一、戦後六十二年の終戦記念日にあたって、日本共産党は、日本軍国主義による侵略戦争と植民地支配の犠牲となった内外の人びとにたいする深い哀悼の意を表します。

一、「過去の戦争はアジア解放の正義の戦争だった」、「従軍慰



右から、入江・森・大脇の各市議、杉本県議、竹内氏

確な謝罪」を求める決議を採択したことが象徴するように、侵略戦争と植民地支配を肯定する「靖国史観」は、いまや世界中で非難を浴び、孤立しています。

今日の日本外交に求められているのは、「従軍慰安婦」問題について政府として公式に謝罪をおこない、過去の過ちを正当化する逆流を克服することです。

一、さきの参院選では、国政のあらゆる面で悪政を加速させてきた安倍・自公政権の政治的枠組みに主権者国民の「ノー」の審判が下されました。また、国民のくらしの困難をそっちのけにしつつ、憲法九条を改定してわが国を「アメリカと肩をならべて海外で武力行使をする国」につくりかえることを最優先に押しつける策動にも、国民のきびしい批判が浴びせられました。

安倍首相は、「戦後レジーム(体制)からの脱却」なる旗印を

かけ、その最優先の課題として憲法改定を国民に押しつけようとしたが、国民はこれに戦前の軍国主義体制への回帰という危険なもくろみを鋭敏に感じ取り、きっぱりとした拒否回答をつきつけました。

日本共産党は、侵略戦争の反省の上につくられた憲法をまもりぬき、憲法九条を生かし、国連の平和のルールにのっとって世界とアジアの平和・友好に寄与するために全力をつくします。

一、日本共産党は、戦前・戦中から「侵略戦争反対」「反戦・平和」を貫いてきた党として、侵略戦争と植民地支配を正当化するあらゆるくわだてに断固として反対します。憲法改定に反対し、憲法の平和・民主・人権の原則をまもりぬくために、多くの国民のみなさんとひきつづき力をあわせてがんばります。

9月定例市議会質問予定要旨

谷川まゆみ議員

1. 子どもたちが大切にされる教育を
2. 「後期高齢者医療制度」から高齢者医療を守るために
3. 播磨臨海道路網は市民にとって必要か
4. 姫路駅周辺地区総合整備事業について
5. 改定「男女共同参画プラン」のさらなる推進を

森ゆき子議員

1. 非核平和都市宣言を活かし地域・全国へもっと発信を
2. 子育て支援の充実、市独自施策の拡充を
3. 障がい者の暮らしを保障し安心して暮らせるまちづくりを

公約実現めざしてがんばります

市議員
大脇
和代



市議員
谷川
まゆみ



市議員
森
ゆき子



市議員
入江
次郎



来年4月から「後期高齢者医療制度」始まる

高齢者いじめの自民・公明の医療改悪法が適用

新制度で75才以上のすべての高齢者が

保険料負担
一人あたり
月平均6千2百円、
年間7万4千円

省算
労試
厚試

高齢者医療費スリ
自公が改悪 来年4月から
来年四月から、お年寄りの医療費負担が大きく変わります。七十

五歳以上を対象にした「後期高齢者医療制度」が始まると同時に、七十一七十四歳のお年寄りは二割負担に。六十五歳以上は、国民健

康保険料が年金から天引きされま
す。昨年六月の医療改悪法で、こ
んな「お年寄りいじめ」の政策を
決めた自民、公明両党の責任は重
大です。

になると試算しています。
年金から天引き
年金を月一万五千円以上受けて
いる人は、保険料が年金から天引
きされます。「保険料を確実に徴
収するため」(厚労省)です。七
十五歳以上のうち、八割程度の人
が天引きの対象になります。

すでに年金から天引きされてい
る介護保険料(平均で月四千九十
円)と合わせると、平均で月一万
円を超える保険料が年金から自動
的に引かれてしまいます。
しかも、これに便乗して、六十
五歳以上の国民健康保険料も、来
年四月以降は年金から天引きされ
ることになります。

75歳超も保険料

来年四月から、七十五歳以上は、いま加入している国民健康保険や組合健康保険などから抜けて、後期高齢者医療制度に入るようになります。約千三百万人が対象になります。姫路市内で約5万人弱(試算)。

新制度では、七十五歳以上のすべての高齢者が保険料を支払わなければなりません。現在、子どもの扶養家族になっ
て保険料負担がない高齢者も例外ではありませ
ん。
保険料の額はこれか
ら、都道府県ごとに決め
られます。厚生労働省は
一人あたり平均で月六千
二百円、年間七万四千円

資格証明書では、病院の窓口で、
かかった医療費を全額(十割)払
わなければなりません。貧困で苦
しむお年寄りから、医療までも奪
い取るものです。

日本共産党

改悪制度の全面見直し訴え

日本共産党は、後期高齢者医療
制度の創設を盛り込んだ医療改悪
法案に対して、「高齢者に対する
過酷な保険料取り立てと差別医療
の押し付けになる」ことを追及し、
きっぱり反対しました。参院選政
策では「制度の全面見直し」を訴
えています。

来年4月からの お年寄りの医療費の窓口負担と保険料

	65歳以上 69歳以下	70歳以上 74歳以下	75歳以上
窓口負担	3割	2割 (現役並み所得者は3割)	1割 (現役並み所得者は3割)
保険料など	全員に保険料負担 (年金から天引き) 月平均6,200円	国民健康保険料を 年金から天引き	
保険証	保険料を払えない人から保険証を取り上げて 資格証明書を発行		

注)「現役並み所得者」は、年収が単身世帯で383万円以上、夫婦2人世帯で520万円以上の人